⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成７年１月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注業者でないこと又は当該受注業者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⑼　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

ア　入札参加者は、価格並びに本工事における①土工事及び地業工事における振動低減対策、②工事用車両の通行時における交通安全対策に関する施工計画をもって入札を行い、次の要件に該当する者のうち、評価値（入札者の申込みにおける標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　提案項目及び評価基準

ア　提案項目　①土工事及び地業工事における振動低減対策　②工事用車両の通行時における交通安全対策

イ　評価基準

優：標準案に比して特別な創意工夫が考慮された提案

良：標準案に比してやや特別な創意工夫が考慮された提案

可：標準案に比して一般的な創意工夫が考慮された提案

⑶　総合評価の方法　評価点の配点は、各提案項目ごとに５点、合計10点とする。技術提案がもたらす効果の程度及び確実性によって提案項目毎に優（５点）、良（３点）、可（１点）で評価・判定し、評価点を与える。

標準点を100点とし、技術提案された各項目の評価点の合計点を加算点とする（加算点の最高点は10点とする。）。

なお、標準案に基づく入札参加者には、標準点100点のみを与え、加算点は与えない。

⑷　その他具体的な内容等については入札説明書による。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省大臣官房施設課経理係　電話03―3580―4111（内線2249、2265）

⑵　入札説明書等の入手期間及び入手方法

ア　入手期間　平成22年６月28日から同年８月31日まで

イ　入手方法　「入札説明書」、「法務省電子入札運用基準」、「法務省電子入札システム接続確認操作マニュアル（工事）―受注者編―」等は、ＨＰからダウンロードできる。

ＨＰアドレス：http://www.moj.go.jp

メニュー：「政府調達情報」及び「電子入札システム」

ただし、発注者の承認を得た者に対しては、上記⑴において交付する（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前10時から午後５時まで。）。

なお、入札説明書別冊「概略図面」については、上記⑴において交付するので、必ず受領すること（休日を除く毎日、午前10時から午後５時まで。）。

また、郵送又は電送による入手申込みは受け付けない。

⑶　申請書及び資料の提出期間、提出場所及び提出方法

ア　提出期間　平成22年６月28日から同年７月８日まで

イ　提出方法　申請書及び資料は、最新版のウィルス対策ソフトでウィルスチェックを行った上電子入札方式により提出し、提出後は受付票を確認すること（ただし、資料の容量が１ＭＢを超える場合は、上記⑴へ持参（休日を除く毎日、午前10時から午後５時まで。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）（以下「持参等」という。）するものとする。）。資料を持参等する場合においても、必ず電子入札方式により申請すること。その際、次の内容を記載した書面を添付資料として添付すること。電子入札方式により申請されない場合は、提出期限までに申請が提出されなかったものとして取り扱い、本競争に参加することができないので留意すること。

㋐　資料を持参等する旨の表示

㋑　持参等をする書類の目録

㋒　持参等をする書類のページ数

㋓　郵送の方法による場合においては、発送年月日

㋔　持参の方法による場合においては、持参予定日

発注者の承認を得て紙入札方式による場合は、上記⑴へ持参等すること。

⑷　入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア　入札　入札書は、電子入札方式により提出すること。ただし、発注者の承認を得て紙入札方式による場合は、上記⑴へ持参等すること。

㋐　電子入札方式による入札の締切り
平成22年９月１日午後３時00分

㋑　持参による入札の締切り
平成22年９月１日午後３時00分

㋒　郵送による入札の締切り
平成22年９月１日午後３時00分

イ　開札　開札は、平成22年９月２日午前11時00分以降に上記⑴において行う。

５　その他

⑴　手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成４年法律第51号）による。

⑵　入札保証金　免除

⑶　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行有楽町代理店（三菱東京ＵＦＪ銀行京橋支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行有楽町代理店（三菱東京ＵＦＪ銀行京橋支店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑸　落札者の決定方法　上記３⑴に同じ。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内で発注者の定める最低限の要求をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

⑹　配置予定技術者の確認等　落札者決定後、工事実績情報システム等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

また、長期入院、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、資料の差し替えは認められない。資料の提出期限の翌日以降において、長期入院等の特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、資格及び同種又は類似工事の施工実績について、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

⑺　手続における交渉の意図の有無　無

⑻　契約書の作成の要否　要

⑼　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⑾　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑿　本工事は、資料提出及び入札を電子入札方式により行う工事であり、詳細は入札説明書による。

⒀　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、詳細は入札説明書による。